

# 退職互助部・利用のしおり

—令和8年4月現在—



一般財団法人 **静岡県教職員互助組合**



住 所 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-12 教育会館 2F

TEL (054) 254-3626

FAX (054) 254-3594

ホームページ <https://gojomaru.com>

ログインID：3626

パスワード：gojomaru(半角小文字)

# も く じ

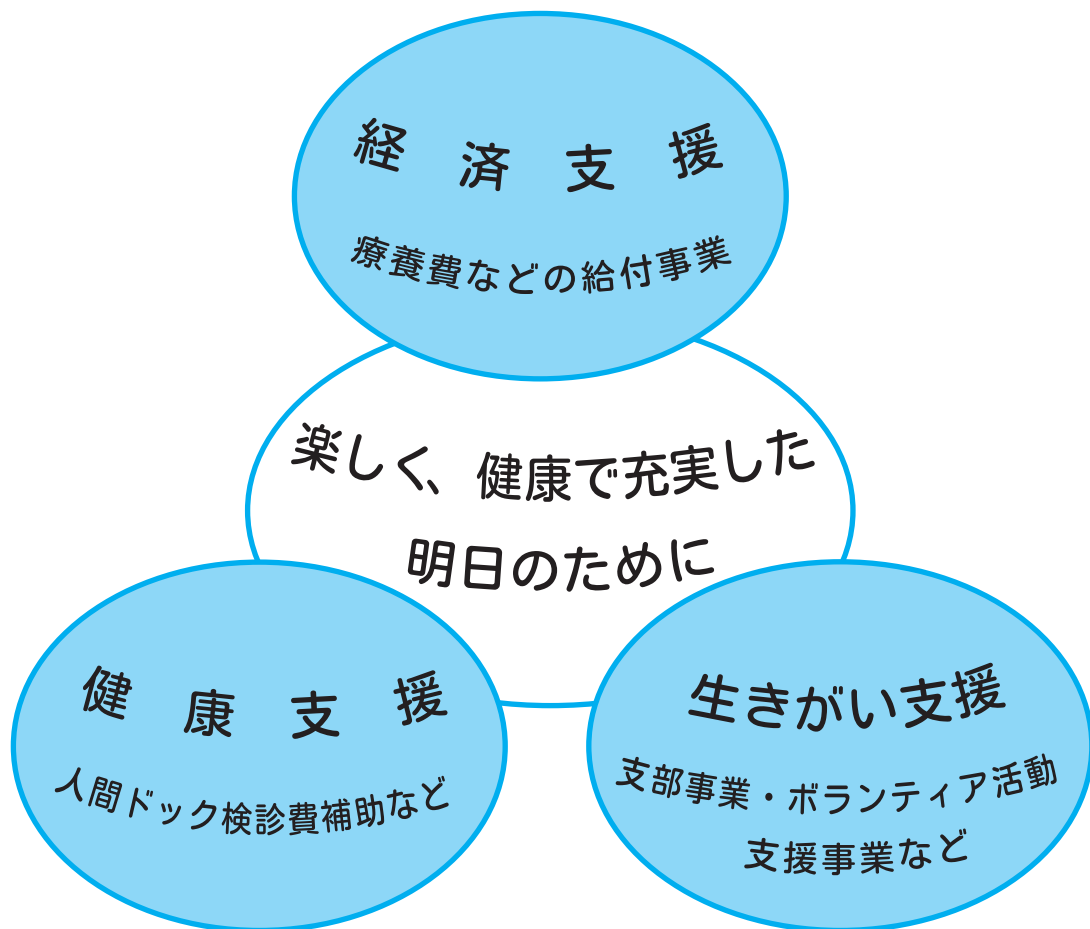
項 目	内 容	ページ
療 養 費 の 給 付	病気やけがをして診療を受けたとき	1-9
人間ドック検診費補助	人間ドック等を受けたとき	10
災害にあったとき	水害、地震、火災等にあったとき	11
死 亡 し た と き	退職組合員が死亡したとき	11
長 寿 祝 品	喜寿を迎えたとき	12
給付金請求書の受付と送金日他	給付金を請求するとき	12
厚生事業・相談事業他	文化・厚生事業・支部事業などの紹介 相談センター・ホームページへのアクセス・互助新聞の発行	13
互 助 割	退職組合員証を活用しましょう！	14-15
情 報 提 供	各種相談窓口など	16
規 程	退職互助部関係規程	17-24
異 動 届	住所や振込先を変更するとき	25
様 式 集	請求する際にコピーしてご利用ください	

# 退職互助部事業のあらまし

互助組合発足当時、相互扶助の輪は教職員として採用されてから退職まででしたが、組合員から寄せられた意見要望を基に、昭和40（1965）年、退職後まで拡大する組織として退職互助部は発足しました。

発足時は654人の加入者から始まり、発足60年を迎えた現在の退職組合員数は30,000人を超え、多くの方の賛同を得ている組織となりました。

退職互助部は、現退一体による事業運営を基本として、現職に引き続き「経済」、「健康」、「生きがい」の3支援により、根幹事業である「療養費給付事業」を中心に、退職後の生活の安定と生きがいづくりのための各種事業で、老後の3大不安といわれる「お金、健康、孤独」を和らげ、皆様の生活をサポートします。



## 退職互助部事業の3支援

# 互助組合 支部一覧

請求書類は、所属支部又はおしば集中事務センターへご提出ください。

支部名	〒	支部所在地	電話番号 FAX
賀 茂	415-0035	下田市東本郷2-12-9 教育会館別館内	0558-22-2364 0558-22-2388
田 方	410-2322	伊豆の国市吉田82-1 教育会館内	0558-76-8225 0558-76-8311
東 豆	414-0006	伊東市松原624-5 教育会館内	0557-37-3136 0557-37-5866
三 島	411-0035	三島市大宮町2-14-20 ベルパレス1階東	055-981-1072 055-981-1073
沼 津	410-0806	沼津市本字丸子町752-11 教育会館内	055-964-5500 055-964-6464
駿 東	410-1114	裾野市大畑139 教育会館内	055-992-4141 055-994-0100
富 士	417-0818	富士市末広19-8 教育会館内	0545-35-7700 0545-35-7711
静 岡	清庵事務所	424-0812 静岡市清水区小芝町3-6 おしば会館内	054-364-5436 054-364-0059
	静岡事務所	420-0856 静岡市葵区駿府町1-12 教育会館内	054-252-3934 054-251-6032
志 太	426-0061	藤枝市田沼3-13-9 教育会館内	054-634-1160 054-634-1161
榛 原	421-0422	牧之原市静波768 教育会館内	0548-22-5519 0548-22-4689
小 笠	436-0017	掛川市杉谷734-4 教育会館内	0537-24-6385 0537-24-2364
磐 周	438-0077	磐田市国府台489-1 磐周教育研究所内	0538-32-5171 0538-39-3955
浜 松	433-8104	浜松市中央区東三方町149-2 教育会館内	053-482-8754 053-482-8756
湖 西	431-0431	湖西市鷺津2155-5 教育会館内	053-523-6255 053-523-6259

居住地が静岡県以外でも加入できます。その場合は、「その他支部」に所属することとなります。

その他	420-0856	静岡市葵区駿府町1-12 教育会館内	054-254-3626 054-254-3594
-----	----------	--------------------	------------------------------

おしば集中事務センター（退職互助部の「事務集中化」と「業務の効率化」を目的とした事務センターです。）

各種請求書の提出先 (郵送のみ)	424-0812	静岡市清水区小芝町3-6 おしば会館内	054-340-7020 054-340-7021
---------------------	----------	---------------------	------------------------------

## 支部と地区委員について

充実した支部組織は、静岡県教職員互助組合の特長です。

### 支 部

県下に 14 の支部があり、退職互助部加入後は原則として居住地のある支部に所属します。支部では、支部事業の企画運営や各種書類の受付など、地域の特性を生かしながら活動しています。

### 地区委員

支部の中には学区や町内単位で地区組織があります。各地区には地区委員がおり、おたよりをお届けしながら退職組合員の皆様と互助組合をつなげるインフルエンサーとしてご活躍いただいています。

活動にご理解とご協力をお願いします。

## 退職後の健康保険について

退職互助部は、健康保険ではありません。

退職後は、国民健康保険や再任用・再雇用先の健康保険（共済組合等）に加入することになります。

## 病気やけがをして医療機関にかかったとき

●退職組合員が病気やけがをして診療を受けたとき、請求により退職互助部から療養費の給付が受けられます。

### 給付の算定方法

- 給付対象…健康保険適用の医療費（自己負担額） ☆の金額が5,170円以上であれば請求できます。

### 69歳以下

- 月ごと（月の初日～末日）医療機関（病院）ごとに計算します。
- 通院と院外処方の薬代を合算します。
- 入院・通院（院外処方の薬代含む）ごとに分けます。

$$\left. \begin{array}{l} \star \text{ 病院ごとの医療費（通院・院外処方の薬代）} - 5,000\text{円} \\ \star \text{ 病院ごとの医療費（入院）} - 5,000\text{円} \end{array} \right\} \times 0.6 \rightarrow \begin{array}{l} \text{給付額} \\ \text{（100円未満切捨）} \\ \text{給付限度額} \\ \text{2万円（1か月）} \end{array}$$

◇国の高額療養費制度の自己負担額までとなります。

◇公的助成金、付加金等を除く。

### 70歳以上 ※70歳の誕生月の翌月（誕生日が1日の方は当月）から

- 同じ月（月の初日～末日）の医療費を全て合算します。

$$\left( \star \text{ 1か月分の全ての医療費（入院・通院・院外処方の薬代）} - 5,000\text{円} \right) \times 0.6 \rightarrow \begin{array}{l} \text{給付額} \\ \text{（100円未満切捨）} \\ \text{給付限度額} \\ \text{2万円（1か月）} \end{array}$$

◇国の高額療養費制度の自己負担額までとなります。

◇公的助成金、付加金等を除く。


# 療養費の給付

## 療養費給付金の請求について

### 療養費給付金を請求する前に、ご自身の状況を確認しよう！

- 健康保険制度には、医療費の自己負担分の支払いが一定額までとなる高額療養費制度があり、収入の状況により医療費の自己負担割合（3割・2割・1割）や自己負担の上限額（区分）が異なります。  
誤った内容による申請で過給付となった場合は返納していただく必要があります。退職互助部へご請求いただく前に、健康保険で、ご自身に適用されている区分等について、ご確認をお願いいたします。
- 適用区分の確認方法  
マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル（行政サービスのオンライン窓口）で、ご自身の状況を確認することができますのでご活用ください。なお、マイナンバーカードをお持ちではない方等については、ご加入の健康保険への問い合わせにより、適用区分を確認することができます。  
**<確認項目>** 健康保険の種類、限度額適用認定証関連の情報  
**<ご注意ください！>**
  - 69歳以下の方・・・適用区分が「オ」の方
  - 70歳以上の方・・・自己負担割合が「1割」又は「2割」で、「区分II」又は「区分I」に該当する方  
→ 住民税非課税世帯に該当します。請求様式の該当欄へ✓点をお願いします。（電子の場合も、チェック項目があります。）  
申請誤りにより過給付となった場合は、給付金を返納いただくことになります。
- 各種手帳や受給者証を所持されている場合  
公的助成金がある場合は、考慮し給付金を算定します。助成金の状況により、退職互助部からの給付がない場合があります。
- 精神科医療に伴う入院等について  
精神科医療については、お住まいの市町で公的助成金制度があります。市町により条件が異なりますので、制度をご確認のうえ、対象となる場合は、公的助成を受けたいうえで退職互助部給付金の申請をお願いいたします。  
なお、公的助成を受けた場合は、事前に互助組合支部事務局又はおしば集中事務センターへお申し出いただくか、公的助成の状況がわかるようにしたうえで、退職互助部療養費給付金をご請求ください。

### 療養費給付金を請求しよう！

- 退職互助部の療養費給付を受けるためには、「請求」が必要です。  
**<請求の方法>**
  - (1) 電子申請  
互助組合ホームページから申請できます。→ 
  - (2) 紙の療養費請求書で申請  
おしば集中事務センターへの郵送又は所属支部にご提出ください。

### 療養費給付金請求上の注意事項

- 療養費給付は、「診療月ごと（毎月1日から末日まで）」申請します。  
紙の請求書で申請する場合は、ひと月につき1枚提出してください。
- 請求書は、必ず診療月の翌月以降に提出してください。  
※ 診療月当月中に提出されたものは受付できません。
  - ・ 医療機関発行の領収書は、診療（調剤）月が基準となります。
  - ※ 医療機関等への支払月や処方箋発行月（調剤の場合）ではありません。  
<例>入院 4/16-5/2 支払5/3 → 4/16-30分・・・4月分  
5/1-2分・・・5月分
- ・ 同月の添付書類は、まとめて提出してください。  
添付漏れがあっても、追加で給付金を請求することはできません。
- 給付対象外となるもの
  - ・ 健康保険適用外の費用
  - ・ 評価療養（高度な医療技術を用いたもの）

## 療養費の給付

選定療養（快適性・利便性に関するもの、医療機関・医療行為等の選択に関するもの）  
例）先進医療、治験に係る診療、差額ベッド代、歯科の金合金、予約・時間外診療、大病院の初診・再診料、先発医療品に係る特別な料金等

- ・入院時食事療養費・居住費
- ・介護保険に係る利用料・医療サービス等
- ・健康診断、予防接種、文書料等
- 請求には「期限」があります。  
療養費給付金の請求の期限は、事由発生日から「2年間」です。  
事由発生日は、診療（受診）月の月末となります。（診療（受診）月の翌月から請求が可能です。）
- 確定申告で「医療費控除」を受ける場合  
退職互助部療養費給付金は、「保険金などで補填される金額」に該当します。  
確定申告で医療費控除を受ける場合は、給付金の額を考慮のうえ、申告する必要があります。（給付金送金通知書は確認用の資料としてご利用ください。）  
～確定申告において所得税の還付申告をされる方～

医療費控除等の所得税の還付を目的とする確定申告は、「還付申告」といいます。「還付申告のみ」を行う場合は、確定申告期（翌年2月16日頃から3月15日頃まで）に関わらず、翌年1月1日から5年間手続きすることができます。（給付金の額が確定してからも手続きが可能です。）

- 療養費請求書（紙）の取得  
様式は、本しおりの「様式集」から印刷してご使用ください。  
ただし、様式の改定後は旧様式での提出はできませんので、必ず最新版をご利用ください。  
最新版は、互助組合ホームページからダウンロードすることができます。  
※ 電子申請では、印刷や提出に係る費用が不要となるため、電子による申請を推奨しています。  
※ 事務局から様式の郵送は、原則行っていませんのでご了承ください。

### 療養費給付金の請求は電子申請をご利用ください！

- 互助組合ホームページの「退職組合員の方はこちら」から、電子申請フォームに進むことができます。

請求に必要な添付書類の画像（画像データ又はPDF形式）を事前に準備してください。（申請フォームにおいて、必要事項の入力とともに画像をアップロードのうえ申請します。）

※ 各種受給者証をお持ちの場合、組合健保（大企業や同業種の企業等で設立された健康保険組合）の加入者等、給付金算定処理上、一部の方は電子申請をご利用いただけません。紙の療養費請求書での申請をお願いいたします。

<電子申請の詳細は、互助組合ホームページからご確認ください。>

電子申請には「組合員認証（申請フォームに進むための認証）」と「個人認証（申請者の確認）」があります。

ホームページの組合員認証・・・ユーザID：3626 パスワード：gojomaru  
個人認証・・・「退職組合員番号（退職組合員証で確認）」と「生年月日」

### 申請時の添付書類について

- 「医療費通知情報（マイナポータルから出力）」又は「医療費のお知らせ（健康保険発行）」を使用しての請求が便利です！  
診療月における医療機関（調剤薬局）の医療費情報が一覧となっているため、簡単に請求することができます。複数月にわたって請求する場合でも、添付書類1部を添付するだけで済みます。

<「医療費のお知らせ」等を添付した請求について>（P9参照）

- ・ 記載されている「被保険者等が支払った医療費の額（自己負担された額）」は、1桁目を四捨五入し計算します。（高額療養費に該当する場合を除く。）

# 療養費の給付

- 69歳以下の方  
医療機関（外来）と調剤薬局分を合算し算定しますので、調剤薬局については、処方箋を発行した医療機関とを結ぶ線を書き入れたうえで申請をお願いします。（紙で請求する場合は、療養費請求書の下表にも医療機関名と自己負担額を記入してください。）  
場合により、「領収書」の提供をお願いすることがあります。確認のうえ、正しく記入し、給付金を申請してください。

<ご注意ください！>

- 「医療費通知情報」や「医療費のお知らせ」に掲載のない医療費がある場合があります。必ず内容を確認のうえ、給付金の請求手続きを行ってください。申請する診療月において掲載されていない医療費があった場合は、請求前に互助組合支部事務局又はおしば集中事務センターにご連絡ください。

## ● 添付書類一覧

□ 提出必須

(1)~(3)のいずれか

(1)	医療費通知情報 【申請：電子・紙ともに可】	マイナポータルからPDF形式出力したもの（紙で申請する場合は印刷して添付してください。）
(2)	医療費のお知らせ（医療費通知） 【申請：電子・紙ともに可】	健康保険が発行したもの（紙で申請する場合は写しを添付してください。）
(3)	領収書（写し） 【申請：紙のみ】	医療機関又は調剤薬局が発行したもの ※ 要件は以下参照

<(1)医療費通知情報及び(2)医療費のお知らせを使用する場合の注意事項>  
用紙の一部だけではなく、必ず全面を提出（印刷・撮影等）してください。


※ 明細部分等、一部を切り取って提出しないでください。

全面の提出がない場合は、受付できません。


<(3)領収書の注意事項>

- 領収書は、①受診者名 ②受診（調剤）年月日 ③健康保険適用金額 ④自己負担割合が記載されている領収書に限ります。
- 薬局の領収書は、「〇〇医院の処方箋による薬代」と記載のあるもの。
- レシート形式の領収書の場合も、上記要件（①～④）を満たしているものが給付対象となります。
- 未収金がある場合、未収金の内容（診療又は調剤年月日・保険点数等）を医療機関又は調剤薬局窓口で記入してもらってください。内容の記載がないものは、給付対象外となります。
- 領収書は、1か月分まとめてクリップでまとめてください。（ホチキス・糊付け不可）

### 接骨院等

領収書例	領 収 書
	令和●年4月30日
	互助 太郎 様
	¥ 5,860 円
	但し 令和●年4月分（4/1、4/5、4/15） 自己負担割合3割 保険適用分 5,230円 保険適用外 630円
	上記正に領収いたしました 静岡市葵区駿府町1-2 城内接骨院 054-254-3626 

### 薬 局

領 収 書
令和●年4月30日
互助 太郎 様
¥ 5,930 円
但し 令和●年4月分 駿河医院の処方箋による薬代 自己負担割合3割 保険適用分 5,300円 保険適用外 630円
上記正に領収いたしました 静岡市葵区伝馬町3-4 葵薬局 054-254-3594 

## 療養費の給付

□ 事由に該当する場合は要提出

申請方法	事由	添付書類
電子・紙共通	共済組合（任意継続及び被扶養者の場合含む）に加入し、以下(1)、(2)両方に該当する場合 (1) 上位所得者（被扶養者の場合は、扶養している方） ※上位所得者…適用区分が「ア」又は「イ」の方 (2) 月ごと・医療機関ごとの医療費が25,000円以上かかったとき	◇付加金決定通知書（紙で提出する場合は写しを添付してください。）  付加金…共済組合等が設定する自己負担限度額を超えた場合に支給されるもの（一部負担金払戻金・家族療養費附加金等）  ※ 付加金決定通知書がない場合は、適用区分が確認できるもの（マイナポータルの画面等）を添付してください。
紙のみ	組合健保（大企業や同業種の企業等で設立された健康保険組合）の加入者が付加金の支給を受けたとき	◇付加金決定通知書の写し  ※ 請求する組合員が被扶養者の場合は、扶養している方にご確認ください。
紙のみ	コルセット等、健康保険適用の治療用装具を作成したとき  ※「医療費のお知らせ」に記載がある場合は添付不要（電子申請も可）	以下いずれかの写し ◇領収書 ◇医師の証明書（診断書）又は健康保険発行の支給決定通知書等支給額がわかるもの
紙のみ	登録口座から送金先を変更するとき、又は登録口座が不明なとき	◇通帳等の写し ※ 銀行名・支店名・口座番号・名義を確認できるもの ※ 組合員本人又は組合員である配偶者名義のもののみ
紙のみ	各種受給者証を所持しているとき	◇以下参照 ※ 所持する受給者証の写しを添付してください。

### <各種受給者証>

名 称	内 容
重度心身障害者医療費助成金受給者証	身体障害者手帳1級・2級・3級*・保健福祉手帳1級の方等を対象に発行され、助成金が支給される。（給付制限「あり」の方のみ退職互助部の給付対象となる。） * 3級は市町により条件が異なる（手帳の内容を確認する場合あり）
特定医療費（指定難病）受給者証	指定難病の治療を対象に、受給者証により窓口負担額が自己負担上限額（月額）までとなる。
特定疾患医療受給者証	スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病、橋本病及び突発性難聴の治療を対象に、受給者証により窓口負担額が自己負担上限額（月額）までとなる。
特定疾病療養受療証	人工腎臓が必要な慢性腎不全、血友病、HIV感染症の治療を対象に、受給者証により窓口負担額が自己負担上限額（月額）までとなる。

受給者証の写しの受給者番号は塗りつぶすなどしてください。  
 受給者証の発行を申請中の場合は、発行後に受給者証の写しを添付の上、療養費請求書を提出してください。

# 療養費の給付

## 健康保険の高額療養費制度とは

健康保険の高額療養費制度とは？

**1** 今月は夫の入院と私の手術で医療費の負担が大きいわ。

**2** 高額な医療費を支払ったときは、加入している健康保険から高額療養費の払い戻しが受けられますよ!

**3** えっ?! 医療費の払い戻しが受けられるの? はい!

**4** 同月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合は、加入している健康保険に手続きをすることで、一定額を超えた分が払い戻されます。

**高額療養費申請の流れ**

被保険者 被扶養者 → ② 高額療養費支給申請書の提出 → 健康保険 → ③ 払い戻し

① 医療費の支払い (自己負担額) → 医療機関

※払い戻しは診療月から3か月以上かかります

**5** さらに自己負担額は、世帯で合算できる場合もありますよ! ※ 知らなかったわ。ありがとう。

● 69歳以下の方

【令和8年7月まで】

### 〈69歳以下の自己負担限度額（1か月）〉

適用区分	所得等の基準		月単位の自己負担限度額 総医療費…保険診療の全額分	多数回 該当 限度額 ※2
	協会けんぽ等 標準報酬月額	国保加入者 旧ただし書所得等 ※1		
ア	83万円以上	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	53万円以上 79万円以下	600万円超 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	28万円以上 50万円以下	210万円超 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	26万円以下	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 旧ただし書所得等…総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

※2 多数回該当限度額…過去12か月に3回以上高額療養費に該当したときの4回目以降の限度額

● 70歳以上の方

【令和8年7月まで】

### 〈70歳以上の自己負担限度額（1か月）〉

所得の区分	自己負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来のみ（個人単位）	外来+入院（世帯単位）〈 〉は多数回
現役並み	3割	【現役並みⅢ】課税所得690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈 140,100円 〉
		【現役並みⅡ】課税所得380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈 93,000円 〉
		【現役並みⅠ】課税所得145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈 44,400円 〉
一般	1割	18,000円（年間上限額144,000円）	57,600円 〈 44,400円 〉
低所得Ⅱ（区分Ⅱ）	又は	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ（区分Ⅰ）	2割	8,000円	15,000円

自己負担限度額を超えると加入している健康保険より高額療養費の支給があります。詳しくは加入している健康保険窓口にお尋ねください。

【令和8年8月から令和9年7月まで】  
**〈70歳以上の自己負担限度額（1か月）〉**

所得の区分	自己負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来のみ（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）〈 〉は多数回
現役並み	3割	【現役並みⅢ】課税所得690万円以上	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1％ 〈 140,100円〉
		【現役並みⅡ】課税所得380万円以上	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1％ 〈 93,000円〉
		【現役並みⅠ】課税所得145万円以上	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1％ 〈 44,400円〉
一般	1割	22,000円（年間上限額216,000円）	61,500円 〈 44,400円〉
低所得Ⅱ（区分Ⅱ）	又は	11,000円	25,700円 〈 24,600円〉
低所得Ⅰ（区分Ⅰ）	2割	8,000円	15,700円

自己負担限度額を超えると加入している健康保険より高額療養費の支給があります。  
 詳しくは加入している健康保険窓口にお尋ねください。

＜住民税非課税世帯に該当する場合の例（令和8年7月まで）＞

〈例1〉

**Aさん 70歳 自己負担割合2割 住民税非課税世帯「区分Ⅰ」**

- ・ 外来のみの場合、A病院では1か月8,000円までの支払いですみます。（マイナ保険証を提示した場合）

さらに B病院を受診して3,000円を窓口で支払うと、1か月の自己負担限度額（外来のみ）は8,000円のため、高額療養費として3,000円が支給されます。

※必要に応じて加入している健康保険に高額療養費支給申請手続きをしてください。

退職互助部療養費給付（8,000円－5,000円）×0.6 → 1,800円給付

〈例2〉

**Bさん 75歳 自己負担割合1割 住民税非課税世帯「区分Ⅱ」**

- ・ C病院に入院する際、1か月24,600円までの支払いですみます。（マイナ保険証を提示した場合）

☆「マイナ保険証」を医療機関に提示することにより、入院時の食事代の軽減も受けられます。

さらに C病院に通院して6,000円を窓口で支払うと、1か月の自己負担限度額（外来＋入院）が24,600円までのため、高額療養費として6,000円が支給されます。

※必要に応じて加入している健康保険に高額療養費支給申請手続きをしてください。

退職互助部療養費給付（24,600円－5,000円）×0.6 → 11,700円給付

# 療養費の給付

## <記入例>

(様式第3号) 療養費請求書 (退職組合員用)

種別 No	01	整理 No	
-------	----	-------	--

一般財団法人 静岡県宗教職員互助組合 様

請求年月日 令和 8 年 9 月 10 日

令和 8 年 4 月受診分を請求します。

※療養費請求書は診療月ごとに1か月1枚です。同じ月の領収書(コピー)は

組合員番号 0 0 0 9 9 9 9 9

フリガナ ゴジョ タロウ

氏名 互助 太郎

日中連絡先(携帯等) 090 - 0000 - 0000

生年月日 39 年 4 月 25 日 (受診時の年齢 61 歳)

◆自己負担割合を○で囲む【59】割・2割・**3割**【60】

◆加入している健康保険の番号を○で囲む

① 国民健康保険 6 私学共済  
2 後期高齢者医療 7 静岡県市町村共済  
3 協会けんぽ 8 地方職員共済  
4 公立共済現職 9 その他共済  
5 公立共済任継 10 企業の健康保険

◆9・10に該当する方は、健保名称を記入

◆10の方→付加金制度の有無のいずれかを○で囲む【有・無】  
付加金の支給を受けた場合、付加金支給決定通知書のコピーを添付

◆登録口座を変更する場合又は登録口座が不明の場合のみ記入  
(変更する場合は通帳のコピーを添付)

給付金受取口座(普通預金)

銀行番号 支店番号

銀行

◆登録口座を変更しない場合は記入不要です。  
◆給付金受取口座は、組合員本人又は組合員である配偶者の口座のみ登録できます。  
(組合員が死亡した場合は遺族)

◆住民税非課税世帯の方は□にレ点を記入する

69歳以下…適用区分が「オ」の方  
70歳以上…自己負担割合が1割又は2割で、住民税が課税されていない世帯の方

◆住民税非課税世帯の70歳以上の方

◆高額療養費の適用区分いずれかを○で囲む  
【区分Ⅱ・区分Ⅰ<sup>64</sup>】

※区分はマイナポータル又は加入している健康保険で確認してください。

◆住民税非課税世帯とは  
住民税が課税されていない世帯不明の場合は、加入していることを確認してください。

◆下記手帳を所持している方は、( )内に記入

① 身体障害者手帳 ( 2 ) 級  
2 精神障害者保健福祉手帳 ( ) 級

◆下記の受給者証等を所持している方は、該当の番号を○で囲み、受給者証等のコピーを添付する

65 ※受給者証等に該当しない診療であっても添付してください。

① 重度心身障害者医療費助成金受給者証  
※ 給付制限「あり」の方のみ給付対象  
2 特定医療費(指定難病)受給者証  
3 特定疾患医療受給者証  
4 特定疾病療養受療証

◆領収書等( )  
◆給付金受取( )  
(推奨金融機関)

◆9年8月以降の診療分の請求

◆以下、両方に該当する場合は、区分Ⅱ・区分Ⅰのどちらかに○印をつけてください。  
○住民税非課税世帯(上記でチェック有の方)  
○70歳以上

◆所持している場合はご記入ください。

<69歳以下の方が「医療費のお知らせ」等添付により請求する場合>

・「医療費のお知らせ」を見ながら、医療機関ごとに入院、外来、調剤薬局の自己負担額を必ず記入してください。  
・入院又は外来 + 調剤薬局の自己負担額が5,170円以上の自己負担額を記入してください。

受診年月 令和 8 年 4 月分<sup>25</sup> 保険適用自己負担額

医療機関名	入院	外来	調剤薬局
1 駿府クリニック		3,402	2,763
2 葵総合病院	57,600	4,500	804
3			
4			

### <医療費のお知らせ(例)>

被保険者番号  
△△△△△△△△

国民健康保険医療費通知書(明細)

通知対象期間: 令和 ●年 ●月~令和 ●年 ●月受診分 (1/1)

受診年月	被保険者の氏名	保険医療機関名等	入院・通院・調剤・薬局・訪問医療の回数	入院等の日数	医療費の額 食事費の額 (10割)	被保険者の支払った医療費の額 (一部負担金)	備考欄
令7.4	互助 太郎	駿府クリニック	通院	2	11,340	3,402	
令7.4	互助 太郎	葵総合病院	入院	5	800,000	57,600	
令7.4	互助 太郎	葵総合病院	通院	1	150,000	4,500	
令7.4	互助 太郎	葵医院	通院	1	6,670	2,001	※葵医院は、対象外のため記入しない
令7.4	互助 太郎	城内薬局	調剤	1	9,210	2,763	
令7.4	互助 太郎	城内薬局	調剤	1	2,680	804	

## 「医療費のお知らせ(医療費通知)」又はマイナポータルから出力する「医療費通知情報」を使って療養費給付金を請求しよう！

療養費請求書提出の際は、医療機関の領収書に代えて「医療費のお知らせ」等の添付にご協力ください。

医療機関に支払った内容が一覧となっている「医療費のお知らせ」等を使って請求すると、印刷代、郵送料等の経費を抑えられます。（「医療費のお知らせ」は加入の健康保険で発行されます。）

また、紙での提出が不要となる電子申請では、「医療費のお知らせ」又は「医療費通知情報」でのみ請求手続きが可能です。

### 「医療費のお知らせ(医療費通知)」等を使って請求する場合の確認方法

#### ① お手元にある「領収書」と照合しよう！

受診した医療機関について、全て記載されているか内容をご確認ください。

記載されていないものがあつた場合は、請求前に互助組合支部事務局又はおしば集中事務センターにご連絡ください。

#### ② 療養費給付金の請求対象となるか確認しよう！

支払った医療費の額は、10円未満を四捨五入します。（1円単位で記載されていますが、実際の支払額は、四捨五入した額となっています。ただし、高額療養費に該当する場合は除きます。）

例)	受診年月	保険医療機関名等	区分	支払った医療費の額 (一部負担金)	互助組合 給付対象額
	令〇・4	葵クリニック	通院	4,302	→ 4,300
	令〇・4	駿府薬局	調剤	1,704	→ 1,700
	令〇・4	徳川医院	通院	3,504	→ 3,500
	令〇・5	今川歯科	歯科	2,688	→ 2,690
	令〇・6	葵クリニック	通院	1,026	→ 1,030
	令〇・6	駿府薬局	調剤	663	→ 660
	令〇・6	竹千代総合病院	入院	57,600	→ 57,600

#### (1) 69歳以下の方

医療機関ごと外来（院外処方の薬代を含む）と入院を分けて計算します。

※同一の医療機関の外来と院外処方の薬代は、上記例のように線で結んでください。

令和〇年4月分 …（葵クリニック分）4,300円 +（調剤薬局）1,700円 = 6,000円

→ 基準額 5,170円以上のため、請求可

（徳川医院分）3,500円

→ 基準額 5,170円未満のため、請求不可

令和〇年5月分 … 2,690円 → 請求不可

令和〇年6月分 … 外来（葵クリニック分）1,030円 +（調剤薬局）660円 = 1,690円 → 請求不可

入院（竹千代総合病院分）57,600円 → 請求可

#### (2) 70歳以上の方

1か月の医療費を全て合算して計算します。

令和〇年4月分 … 4,300円 + 1,700円 + 3,500円 = 9,500円 → 請求可

令和〇年5月分 … 2,690円 → 請求不可

令和〇年6月分 … 1,030円 + 660円 + 57,600円 = 59,290円 → 請求可



上の例の場合は、69歳以下、70歳以上いずれも「4月分」と「6月分」が請求できるね。療養費請求書（様式第3号）を2枚（4月と6月分）作成して、「医療費のお知らせ（コピー）」等1部を併せて提出しよう！

## 人間ドック検診費補助



電子申請が  
簡単にできるよ

- 退職組合員が人間ドックを受けたとき、検診費自己負担額のうち5,000円を限度として補助します。
- 全年齢対象・回数制限なし
- 請求の期限…事由発生の日（受検日）から1年

- ★提出書類 …… 人間ドック検診費補助請求書
- ★添付書類 …… 人間ドックを受けたこと、医療機関名及び受診日が明記されている領収書（コピー）  
領収書がない場合には、請求書用紙の「医療機関の証明欄」に証明してもらってください。  
（文書料がかかった場合は自己負担となります。）

※【令和8年9月受検分まで】

脳ドック等各種専門ドック及びPETを受けたときも対象となります。ただし、人間ドックと各種専門ドック（脳ドック等）の同時受診の場合は1回の受診（5,000円限度）として取り扱います。

### 互助割で更にお得！

下記医療機関では、割引価格で人間ドックや脳ドックが受診できます。

更に、上記人間ドック検診費補助を退職互助部に請求すれば、割引後の自己負担額から5,000円を限度に補助を受けることができます。お得に健康チェックをしましょう！  
申し込みの詳細は互助組合HPをご覧ください。



ユーザーID 3626  
パスワード gojomaru

### 令和8年度 互助割契約医療機関一覧表

医療機関名	所在地	医療機関名	所在地
下田メディカルセンター	下田市	NTT東伊豆病院	田方郡函南町
芹沢病院	三島市	SBS静岡健康増進センター	静岡市駿河区
池田病院	駿東郡長泉町	聖隷健康サポートセンター Shizuoka	静岡市駿河区
聖隷沼津健康診断センター	沼津市	静岡済生会総合病院	静岡市駿河区
西島病院	沼津市	西焼津健診センター	焼津市
御成橋栄クリニック	沼津市	静岡県予防医学協会総合健診センター	藤枝市
富士健診センター	富士市	遠州病院	浜松市中央区
ふじの町クリニック・健診センター	富士市	浜松赤十字病院	浜松市浜名区
静岡市清水医師会健診センター	静岡市清水区	聖隷健康診断センター	浜松市中央区
JA静岡厚生連 静岡厚生病院	静岡市葵区	聖隷予防検診センター	浜松市中央区

## 災害見舞金

- 退職組合員居住の家屋（住宅）及び居住する家屋に係る工作物（カーポート、倉庫、塀、門等）が水害・地震・火災・突発的な事故等による被害を受けたとき給付します。

<対象外となるもの>

- ・故意・重大な過失によるもの
- ・居住する住居と場所が異なるもの（事業所、店舗、納屋等）
- ・家財（家具、家電）、自家用車

- 給付額

- ・全焼、全壊又は流出したとき……………30,000円
- ・半焼又は半壊したとき……………20,000円
- ・床上浸水の時……………10,000円
- ・所轄官公庁から罹災証明書等が発行されたとき… …5,000円

★提出書類 ……災害見舞金請求書

★添付書類 ……罹災証明書又は罹災（被災）届出証明書（コピー）

※証明書の発行に係る費用（文書料）は自己負担となります。

※該当家屋に複数の退職組合員が居住している場合はそれぞれ請求できます。

## 死亡弔慰金

- 退職組合員が死亡したとき、10,000円を給付します。

★提出書類 ……（75歳以下）退会金請求書兼死亡弔慰金請求書  
（76歳以上）退会届兼死亡弔慰金請求書

※令和7年3月までの加入者

（70歳以下）退会金請求書兼死亡弔慰金請求書  
（71歳以上）退会届兼死亡弔慰金請求書

★添付書類 …… 死亡診断書又は除籍済の住民票、戸籍抄本（コピー）  
退職組合員証

## 退会金

- 75歳以下（令和7年3月までの加入者は70歳以下）の退職組合員が死亡したとき又は県外転出時に退会を希望したとき、退会金を給付します。

★提出書類 …… 退会金請求書又は  
退会金請求書兼死亡弔慰金請求書

★添付書類 …… 退職組合員証  
転出後の住民票（コピー）（県外へ転出した場合）

※静岡県外へ転居しても、「元の支部」又は「その他支部」として継続することができます。

## 給付全般

### 長 寿 祝 品

- 退職組合員が満77歳（喜寿の祝い）に達する年度に、祝品を贈呈します。  
※祝品の発送は9月中旬になります。発送については該当の方に事前に連絡します。

### 給付金請求書の受付と送金日

原則、毎月月末までに支部又はおしば集中事務センターで受け付けた請求書は翌々月25日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に送金します。



おしば集中事務センターは郵送による提出のみ受け付けます。

### 給付請求の期限

- 療養費…事由発生日から2年  
※事由発生日を診療月の末日とします。
- 災害見舞金、人間ドック検診費補助…事由発生日から1年
- 死亡弔慰金・退会金…事由発生日から3年

- ◎給付金などの諸用紙は様式集（巻末参照）、支部だより等に掲載しています。また、ホームページでは最新版をダウンロードすることができます。
- ◎各種お問い合わせについては、所属支部又はおしば集中事務センターあてにご連絡ください。

### 個人情報取り扱いについて

提出される各種請求書や届出用紙は、退職互助部事業に係る事務処理のみに利用します。

### そ の 他

- 給付金の送金に係る振込手数料は組合員（請求者）負担となります。（令和8年8月受付・10月給付分から）  
1回の送金※1の都度、所定の振込手数料※2を給付金から差し引き、送金します。  
ただし、以下の金融機関を給付金受取口座に設定いただいている場合は、手数料が0円となります。（以下以外の金融機関での受け取りは、全て振込手数料がかかります。）  
退職互助部推奨金融機関…静岡県労働金庫 及び 全国の労働金庫 推奨金融機関以外……………スルガ銀行（令和8年5月現在）  
  
※1…ひと月に送金する全ての給付金を合算したもの  
ただし、口座解約等で送金不能となった場合は、再送金の都度振込手数料が差し引かれます。  
※2…令和8年5月現在 275円  
1回の送金が、200円以下の場合は給付できませんのでご注意ください。  
  
●事業内容は、規程等の改正に伴い変更となる場合があります。  
※改正時には、互助新聞等にてお知らせします。  
●生涯支援の観点により、原則死亡したとき又は県外転出時に退会を希望したとき以外の任意による退会はできません。

## 文化・厚生・公益事業・支部事業

詳しくは、互助新聞や支部だよりなどでお知らせします。



心に感動とうるおいを

○文化・厚生・公益事業

チケット斡旋…ディズニー・コーポレート・プログラム（パークチケット購入に使用できる利用券）プロ野球・歌舞伎・コンサート など

フィールドワーク…日帰りトレッキングや文化・歴史散策

リピーター率が高く、大変好評をいただいています。ぜひご参加ください。

仲間とつながり、ワクワクしよう！かがやこう！

○支部事業

研修旅行・大人の社会見学・各種講習会（生花教室・ゴルフ教室等）

各種趣味の会（絵画・ゴルフ・テニス・俳句・書道・体操・卓球・絵手紙等）

各支部が企画し、工夫を凝らした魅力的な事業ばかりです。

## ボランティア活動支援事業

互助組合で傷害保険に加入し、ボランティア活動中の万一の事故に対応します。所属支部に申し込んでください。

## 相談センター

### STEP① 困ったときは、まず相談センターに電話またはメールを。

経験豊富な相談員がお話を伺い、一緒に考えます。相談内容については、秘密厳守いたします。原則、匿名で相談をすることができます。

### STEP② 実務が必要なケースは、専門委員を紹介。

相談内容により、専門家の手助けが必要な場合は、互助組合が委嘱する専門委員（弁護士、税理士及び臨床心理士）を紹介します。（初回の相談料を1人1回まで負担します。組合員確認のため、「組合員番号」が必要です。）2回目以降の相談、実務等に係る費用は、相談者負担となります。

相談無料  
秘密厳守

フリーダイヤル:



0120-034-054



メール相談: 申し込みは二次元コードから →

※受付時間内での対応になるため、返信に時間がかかる場合がございます。

受付時間: 月・水・金曜日（祝日を除く）午後1時～午後5時

## ホームページへのアクセス

互助組合のマスコットキャラクター「ごじょ丸」が退職組合員の皆様に多くの情報を提供しています。皆様のアクセスをお待ちしております。

組合員専用ページ

ログインID: 3626



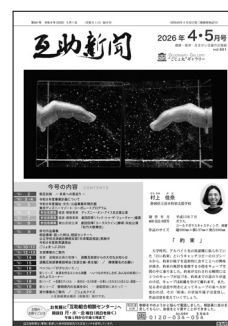
パスワード: gojomaru

<https://gojomaru.com>



## 互助新聞の発行

隔月（奇数月）1日発行、ご自宅あて郵送します。互助組合の事業については、「互助新聞」に掲載して皆様にお知らせしておりますので、必ずお読みください。



## 互助割のご案内

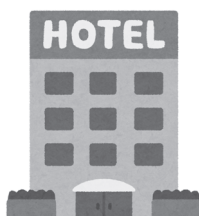
退職組合員証を活用してお得にご利用しよう！

### 互助割のご案内

窓口で組合員証を提示しよう！



退職組合員証の提示で、静岡県内を中心に、宿泊、美術館、テーマパーク、ゴルフ場、カルチャースクール等、様々な施設で割引・特典が受けられます。



宿泊施設



テーマパーク



介護施設



美術館・博物館



健診機関



葬儀社

対象施設は互助組合ホームページをご覧ください！



ユーザーID: 3626 パスワード: gojomaru

## ごじょ丸チケットサービス (Webチケットぴあ)

静岡県内外で開催されるコンサート、イベントのチケットが優先又は割引価格で購入することができます。

### ●パソコンからの申し込みは…

<https://gojomaru.com>

- ①上記HPから、「チケットご案内」の「ごじょ丸チケットサービス」をクリック。
- ②ユーザーID/パスワードを入力して認証。  
**3626/gojomaru**
- ③認証後、「PiTiPo」チケット画面にリンクしますのでログイン。

※「PiTiPo」チケット画面で、団体ID/PASSが表示されていない場合は、下記を入力ください。

(団体PASS: **gojomaru**)

### ●スマートフォンからの申し込みは…

<https://pitipo.jp/>

- ①上記URLまたは二次元コードから「PiTiPo」チケット画面へアクセス。
- ②TOP画面で、団体ID/PASSを入力。  
(団体PASS: **gojomaru**)



そして…「PiTiPo」チケット画面内でチケット予約専用の個人ユーザー登録(無料)をお済ませください。  
(次回からのご予約がスムーズです！)

※個人ユーザー登録(無料)は組合員ID/PASSとは異なりますので、ご注意ください。 ※携帯電話、スマートフォンからのご利用の方は、メール受信設定の変更をお願いします。

### ご予約完了後は…

- ①先着受付の場合、予約完了後にお支払画面に進みます。抽選受付の場合、当落メール後に当選者のお支払画面に進みます。
- ②お支払が済みましたら予約完了です。チケットは公演2週間前までにご登録住所へ配送されます。

### ● F A Xによるお申込方法… チケットぴあ名古屋株：052-939-5006

(対象公演は、互助組合HPをご確認ください。)

A4サイズの用紙に下記をご記入の上、チケットぴあまでFAXにてお申し込みください。

- ①公演名 ②公演日時 ③希望席種 ④枚数 ⑤お名前 ⑥住所 ⑦所属 (又は退職互助部)
- ⑧お電話番号 ⑨FAX番号 (ご自宅等)

### ご予約完了後は…

- ①ご予約完了者のみに予約完了FAXが月末までに【⑨に記載のFAX番号】へ送信されます。月末までにFAXが届かない場合は、ご予約不成立(落選等)となりますのでご了承ください。
- ②FAX文内に記載のお支払方法にて、期日までにお支払いください。
- ③チケットは公演2週間前までにご記載の住所へ配送されます。

※お支払はコンビニ/クレジットカードがご利用いただけます。 ※チケット代とは別に郵送料が必要です。

ご不明な点は下記までお問合せください。

**PiTiPoチケットサービスサポートデスク 052-937-3990** (平日10:00~18:00)

ローソンチケットが運営する法人会員サービス

ローチケ ビズプラス  
LAWSON TICKET  
**O-チケ biz+**

ticket

- ・会員限定の割引や先行予約等の特典あり
- ・面倒な事前の個人登録は不要、24時間欲しい時にすぐ購入
- ・通常チケットの購入時にかかる手数料がいつでも無料

システム利用料330円/1枚

店頭発券(入金)手数料165円/1枚



**0円**

その他

**チケット以外のオプションメニューも充実！**

本やDVD、コスメなど物販の割引クーポン、ローソントラベルオリジナルツアー、ホテル予約5%OFF、航空券予約3,000円OFF 他

専用サイト  
はこちら



ローチケbiz+会員専用サイト

<http://l-tike.com/bizplus/premium.html>

ログインパスワード (半角英数) **k408A2kt**

※ローマ字O(オー)の大文字半角です。  
※ログイン画面で入力してください。

# 情報提供

## ■教職員互助組合の斡旋事業

相談内容	相談窓口	相談方法・連絡先
遺言信託業務 相続関係業務	三井住友信託銀行 財務コンサルタント	直接電話 <ul style="list-style-type: none"> <li>●静岡支店・静岡中央支店 静岡市葵区紺屋町3-10 TEL 0120-303-420</li> <li>●沼津支店 沼津市大手町3-4-5 TEL 0120-800-645</li> </ul>
	みずほ信託銀行浜松支店 財務アドバイザー	直接電話 浜松市中央区鍛冶町332-1 TEL 053-454-6411
不動産関係	三井住友信託銀行	直接電話 <ul style="list-style-type: none"> <li>●静岡支店・静岡中央支店 静岡市葵区紺屋町3-10 TEL 0120-303-420</li> <li>●沼津支店 沼津市大手町3-4-5 TEL 0120-800-645</li> </ul>
	みずほ不動産販売株式会社	互助組合ホームページ上にて受付けております。

## ■各種相談窓口（参考）

	相談内容	相談窓口	連絡先
年金・健康保険 (任意継続)	公立共済退職共済年金 公立共済任意継続組合員	県教育委員会 教育厚生課内相談室	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館 8階 TEL 054-221-3623
	公立学校共済組合本部	年金相談センター	TEL 03-5259-1122
	私学共済年金給付 私学共済任意継続加入者	日本私立学校振興・ 共済事業団共済事業本部	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 TEL 03-3813-5321
	文部科学省共済組合 任意継続組合員	文部科学省	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 TEL 03-5253-4111
	国民年金・厚生年金	ねんきんダイヤル	TEL 0570-05-1165
教職員共済	自動車共済・火災共済 団体生命共済・医療共済 他	教職員共済 静岡県事業所	〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-12 教育会館内 TEL 054-251-1085

## 組合員に関する規程

平成25年3月7日 制定  
 平成26年3月11日 改正  
 平成31年3月12日 改正  
 令和2年3月10日 改正  
 令和4年2月10日 改正  
 令和4年3月10日 改正  
 令和6年3月12日 改正

## (目 的)

第1条 この規程は、定款第56条第3項の規定に基づき、一般財団法人静岡県教職員互助組合（以下「この法人」という。）の組合員の資格並びに掛金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (現職組合員の資格)

第2条 定款第56条第2項第1号から第3号及び第5号に規定する者のうち年度末時点で定年前の者で、加入資格を有した日から90日以内に互助組合に届出をした者。

- 2 前項に規定する加入資格の定年は、静岡県職員の定年等に関する条例等もしくは加入する所属所の就業規則等に定めるものを適用する。
- 3 定年の年齢に達した日の属する年度末の翌日に現職組合員の資格を喪失する。
- 4 前各項の規定にかかわらず、この法人の事業の維持、発展を阻害する行為があった場合は、理事会の議決により加入を認めないことがある。

## (退職組合員の資格)

第3条 定款第4条に規定する事業を実施するため、退職組合員を置くことができる。

- (1) 退職組合員は、退職日の属する年度末に満50歳以上かつ現職組合員の期間が10年（昭和58年3月31日以前の組合在会者については5年）以上の現職組合員であって、退職後6か月以内に届出をした者。
  - (2) 退職組合員となった者の配偶者であって、退職後6か月以内に届出をした者及び退職日の属する年度末に満50歳以上かつ現職組合員の期間が10年（昭和58年3月31日以前の組合員については5年）以上の現職組合員が死亡した場合において、その配偶者で6か月以内に届出をした者。  
ただし、現職組合員の退職日の属する年度末に満50歳以上になる配偶者。
  - (3) 前各項に準ずる者で、退職組合員として理事会が特に加入を認めた者。
  - (4) 前各号により届出をした者で退職日の属する月の翌月以降、継続加入会費を完納した月から退職組合員とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この法人の事業の維持・発展を阻害する行為があった場合は、理事会の議決により加入を認めないことがある。

## (掛金及び会費)

第4条 現職組合員は、次に定める掛金及び会費を負担するものとする。ただし、産前産後休業及び育児休業期間中（当該月の1日現在又は、当該月に休業等の開始日から終了日までの日数が14日以上取得を含む。）の掛金及び会費は免除する。

- 2 現職組合員は、掛金及び会費として毎月給料月額額の1000分の15（任用期間の定めのある者は、事業の運営に関する規程第8条第1号に規定する掛金）を負担する。  
ただし、1000分の15のうち、1000分の9は、組合員長期預り金として積み立てる。
- 3 退職組合員は、会費として継続加入時に別表に定める額を納入する。

## (権 利 義 務)

第5条 組合員の権利義務については、理事会の決議により別に定める。

## (権利の喪失)

第6条 組合員は、第2条又は第3条に掲げる資格を喪失すると同時に、組合員としての一切の権利を喪失する。ただし、別に規程を定めた場合はこの限りではない。

## (届 出)

第7条 組合員は、その資格を喪失し、又はその資格に変動があったときは、ただちに届出しなければならない。

## (掛金及び会費の使途)

第8条 第4条の掛金及び会費は、定款第4条に掲げる事業を実施するために使用する。

## (除 名)

第9条 組合員であって、この法人の目的に反する行為のあった者及びこの法人の発展を阻害する行為のあった者は、理事会の議決を経て除名することができる。

## (退職慰労金)

第10条 組合員が退職したときは、退職慰労金を給付する。

- 2 退職慰労金の額は、別に定める退職慰労金等算出基準により算定した額とする。

## (退 会 金)

# 規 程

第11条 組合員が次の各号に該当したときは、退会金を給付する。

- (1) 現職組合員については、退職したとき
  - (2) 退職組合員については、死亡したとき又は県外へ転出し、退会を希望したとき
- 2 退会金の額は、別に定める基準により算出した額とする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

## 別表（組合員に関する規程第4条第3項に定める継続加入会費の額）

年 齢	継続加入会費の額	年 齢	継続加入会費の額
満50歳	55万円	満63歳	42万円
満51歳	54万円	満64歳	41万円
満52歳	53万円	満65歳	40万円
満53歳	52万円	満66歳	38万円
満54歳	51万円	満67歳	36万円
満55歳	50万円	満68歳	34万円
満56歳	49万円	満69歳	32万円
満57歳	48万円	満70歳	30万円
満58歳	47万円	満71歳	28万円
満59歳	46万円	満72歳	26万円
満60歳	45万円	満73歳	24万円
満61歳	44万円	満74歳	22万円
満62歳	43万円	満75歳以上	20万円

※年齢は、退職日の属する年度の年度末の年齢をいう。

## 附 則

この変更は、平成26年3月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、平成31年3月12日から施行する。

## 附 則

この変更は、令和2年3月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、令和4年2月10日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、令和4年3月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、令和4年3月10日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、令和6年3月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、令和6年3月12日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

## 退職互助部事業の運営に関する規程

平成25年4月1日	制定
平成26年3月11日	改正
平成26年12月12日	改正
平成28年3月9日	改正
平成30年3月7日	改正
平成31年3月12日	改正
令和2年3月10日	改正
令和2年6月9日	改正
令和3年3月10日	改正
令和4年2月10日	改正
令和4年3月10日	改正
令和6年3月12日	改正

## 第1章 総 則

## (趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人静岡県教職員互助組合（以下「この法人」という。）事業の運営に関する規程（以下「事業運営規程」という。）第54条に基づき現職組合員の退職後の福利厚生を図ることを目的とする退職互助部事業について定める。

## (事 業)

第2条 退職互助部は次の事業を行う。

- (1) 給付事業
- (2) 福祉事業
- (3) 貸付事業
- (4) その他必要な事業

## 第2章 組 合 員

## (届 出)

第3条 組合員に関する規程（以下「組合員規程」という。）第2条並びに第3条に規程する組合員の届出は次の各号による。

- (1) 現職組合員は、組合員に関する規程第2条による届出と同時に退職互助部に届出するものとする。ただし、任用期間の定めがある組合員を除く。
- (2) 退職組合員の資格を有する者は、退職後6か月以内に退職互助部継続加入届により退職互助部に届出なければならない。

## (異 動)

第4条 組合員が資格を失い又は変動があったときは、直ちに退職互助部に届出なければならない。

2 次の場合は資格を喪失し、退会とする。

- (1) 退職組合員が死亡したとき
- (2) 退職組合員が所在不明となってから3年を経過したとき

## (権利の喪失)

第5条 組合員が死亡したとき又は退職組合員が県外へ転出し希望したときに組合員の資格を喪失すると同時に一切の権利を失なうものとする。

2 退職組合員は、一切の権利の放棄を届出たとき、退職組合員の資格を喪失すると同時に一切の権利を失なうものとする。

## (除 名)

第6条 組合員で退職互助部の目的に反する行為があった者、あるいは退職互助部の発展を阻害する行為のあった者は、退職互助部部长会の議を経て理事会で除名することができる。

## 第3章 会費及び会計

## (会 費)

第7条 退職互助部の会費は次の各号による。

- (1) 現職組合員は組合員規程第4条第2項に規定する掛金及び会費のうち毎月給料月額1,000分の1を退職互助部会費とする。ただし、産前産後休業及び育児休業期間中（当該月の1日現在又は、当該月に休業等の開始日から終了日までの日数が14日以上取得を含む。）の会費は免除する。

# 規 程

(2) 退職組合員は組合員規程第4条第3項に規定する会費を負担するものとする。

## (準 備 金)

第8条 各事業年度において剰余金を生じたときは支払準備金に繰入れるものとする。

## 第 4 章 給 付 事 業

### (退職互助部の給付)

第9条 退職互助部は組合員の退職後の療養、災害、死亡、退会に関し給付を行うものとする。

### (支払未済の給付の受給者の特例)

第10条 この規程に基づき給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができる給付でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の遺族に支給するものとする。

### (給付請求の期限)

第11条 給付を受ける権利は、その事由の発生の日から下記の期間請求しないときは消滅する。

- (1) 療養費…2年
- (2) 災害見舞金…1年
- (3) 退職組合員の退会金…3年
- (4) 退職組合員の死亡弔慰金…3年

### (給付の種類)

第12条 この規程による給付は次のとおりとする。

- (1) 療 養 費
- (2) 災害見舞金
- (3) 死亡弔慰金
- (4) 退 会 金

### (療 養 費)

第13条 退職組合員が疾病にかかり又は負傷により療養を受けたときは、療養費を給付する。

2 給付の対象となる療養費は、保険適用の療養費（入院時食事療養費の自己負担額を除く。）とし、高額療養費、公費助成金等は除く。

3 療養費の額の算定方法は次の各号による。

- (1) 69歳以下の療養費は同一月の療養費を医療機関ごと（院外処方薬代を含む。）とし、通院と入院はそれぞれ計算する。
- (2) 70歳以上の療養費は、同一月の療養費をすべて合算し計算する。
- (3) 上記(1)及び(2)により算出した額から、それぞれ5,000円を控除した合計額に0.6を乗じて得た額とする。
- (4) その月の算定額が20,000円を超えた場合、給付額は20,000円とする。
- (5) 算定額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (災害見舞金)

第14条 退職組合員が水、震、火災等によって現に居住している家屋に損害を受けたときは、災害見舞金を給付する。

2 災害見舞金の額は次の基準による。

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| (1) 全焼、全壊又は流出したとき         | 3万円 |
| (2) 半焼、又は半壊したとき           | 2万円 |
| (3) 床上浸水の時                | 1万円 |
| (4) 所轄官公庁から罹災証明書等が発行されたとき | 5千円 |

### (死亡弔慰金)

第15条 退職組合員が死亡したときは、死亡弔慰金を給付する。

2 死亡弔慰金の額は、1万円とする。

### (退 会 金)

第16条 組合員が次の各号に該当したときは、退会金を給付する。

- (1) 現職組合員については退職したとき
  - (2) 退職組合員については死亡したとき又は県外へ転出し退会を希望したとき
- 2 現職組合員の退会金の額は、別に定める退職慰労金等算出基準により算定した額とする。
- 3 平成12年3月以前に加入した退職組合員の退会金については次の各号とする。
- (1) 退会金の額は、当該組合員が加入時に拠出した会費の額から、在会年度数1年につき1万円を控除した額とする。ただし、控除額は、当該組合員が加入時に拠出した会費の額の半額までをもって限度とする。

- (2) 最終控除額が1万円に満たないときは、その額をもって控除額の限度とする。
  - (3) 在会年度数は、平成8年度以降の在会年度数とする。
  - (4) 満71歳から退会金はなしとする。
- 4 平成12年4月以降平成18年3月までに加入した退職組合員の退会金については、次の各号とする。
- (1) 退会金の額は、当該組合員が加入時に拠出した会費の額から、在会年度数1年につき2万円を控除した額とする。ただし、控除額は、当該組合員が加入時に拠出した会費の額の3分の2までをもって限度とする。
  - (2) 最終控除額が2万円に満たない時は、その額をもって限度額とする。ただし、退会金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額とする。
  - (3) 満71歳から退会金はなしとする。
- 5 平成18年4月以降に加入した退職組合員の退会金については、次の各号とする。
- (1) 満65歳までに退会したときは、20万円とする。
  - (2) 満66歳以上満70歳までに退会したときは、10万円とする。
  - (3) 満71歳から退会金はなしとする。
- 6 令和7年4月以降に加入した退職組合員の退会金については、次の各号とする。
- (1) 満70歳までに退会したときは、20万円とする。
  - (2) 満71歳以上満75歳までに退会したときは、10万円とする。
  - (3) 満76歳から退会金はなしとする。

#### (給付の減額)

第17条 戦争、内乱、地震、風水害、津波、噴火、その他退職互助部の責任に帰することのできない原因によって運営が困難に陥ることが予想される場合は、理事会の議決により給付額を減ずることができる。

#### (給付の停止)

第18条 給付の請求が次の各号により行われたときは理事会の議決により、全部又は一部の給付を行わないことができる。

- (1) 故意に給付の原因を生ぜしめたとき
  - (2) 給付の原因に虚偽があったとき
  - (3) 給付の請求その他に関し、不正の事実があったとき
  - (4) 会費の納入を怠ったとき
  - (5) その他退職互助部の事業の発展を阻害する行為があったとき
- 2 前項に該当した事実が給付後に判明したときは、給付額の全部若しくは一部を返還させることができる。

## 第5章 福 祉 事 業

#### (福 祉 事 業)

第19条 退職互助部は組合員の福祉増進に資するため、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 組合員の宿泊又は保養のための施設の利用の斡旋
- (2) 組合員の地区懇親会
- (3) 職業、貯蓄、住宅、旅行等の相談に応ずる事業
- (4) 年金(恩給)額の改訂の運動
- (5) その他組合員の福祉の増進に資する事業

2 前項の福祉事業を実施するために必要な要項は別に定める

#### (費 用)

第20条 前条の事業を利用する者に対して必要あるときは所要経費の一部又は全部を徴収することができる。

2 退職互助部の発行する「互助新聞」の購読料は退職互助部の会費に含むものとする。

## 第6章 貸 付 事 業

#### (貸付事業の充実)

第21条 退職互助部は事業運営規程第2条第3号に規程する貸付事業を充実するためにこの事業の資金を予算の範囲内で融資することができるものとする。

## 第7章 雑 則

#### (事業運営規程の準拠)

第22条 この規程に別段の定めがある事項を除くほかはすべて定款及び事業運営規程の定めるところによる。

# 規 程

## (細 則)

第23条 退職互助部の運営に必要な細則は別に定める。

## (規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会で行う。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、一般財団法人静岡県教職員互助組合の設立の登記の日から施行する。

### (財団法人静岡県教職員互助組合退職互助部規程の廃止)

2 財団法人静岡県教職員互助組合退職互助部規程（昭和40年3月21日制定）を廃止する。

## 附 則

この変更は、平成26年3月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、平成26年12月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、平成28年3月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、平成30年3月7日から施行し、平成31年4月診療分から適用する。

## 附 則

この変更は、平成31年3月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、令和2年3月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、令和2年6月9日から施行し、令和3年4月診療分から適用する。

## 附 則

この変更は、令和3年3月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、令和4年2月10日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、令和4年3月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、令和4年3月10日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

## 附 則

この変更は、令和6年3月12日から施行し、令和6年4月診療分から適用する。

## 附 則

この変更は、令和6年3月12日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

## 退職互助部事業の運営に関する細則

平成25年4月1日 制定  
 平成31年3月20日 改正  
 令和2年3月16日 改正  
 令和3年3月31日 改正  
 令和7年3月31日 改正  
 令和8年3月31日 改正

## 第1章 総 則

## (根 拠)

第1条 この細則は一般財団法人静岡県教職員互助組合（以下「この法人」という。）退職互助部事業の運営に関する規程（以下「退職互助部事業運営規程」という。）第23条に基づいて決める。

## (届 出)

第2条 退職互助部は継続加入届（様式第1号）を受けたときは組合員証を交付する。

2 退職組合員は届に記載した事項に異動又は変動のあったときは異動届（様式第2号）により退職互助部に届出なければならない。

## (退職組合員台帳)

第3条 退職互助部は退職組合員台帳を備えて、異動又は変動及び給付に必要な状況を明らかにしておかなければならない。

## (書類の提出)

第4条 退職互助部に提出する請求書、申込書、届出書及びその他の書類は現職組合員については所属所長を經由し、退職組合員については直接退職互助部に提出しなければならない。

## (請求に関する制限)

第5条 給付の請求又は貸付の申込については、前月分までの会費が完納されたものでなければこれを行うことができない。

## 第2章 給 付

## (給付整理簿)

第6条 退職互助部は給付の種別毎に給付整理簿を備え、給付額、給付年月日、その他必要な事項を記入して整理しなければならない。

## (療 養 費)

第7条 療養費の給付を受けようとするときは、療養費請求書（様式第3号）に請求書様式に記載されている添付書類を添えて退職互助部に提出しなければならない。

## (災害見舞金)

第8条 災害見舞金の給付を受けようとするときは、災害見舞金請求書（様式第4号）に所轄官公庁が発行した罹災証明書等を添えて退職互助部に提出しなければならない。

## (死亡弔慰金)

第9条 死亡弔慰金の給付を受けようとするときは、下記のいずれかの請求書に請求書様式に記載されている添付書類を添えて退職互助部に提出しなければならない。

(1) 令和7年3月までの加入者

ア 退会金請求書兼死亡弔慰金請求書（70歳以下）（様式第5号の1）

イ 退会届兼死亡弔慰金請求書（71歳以上）（様式第5号の2）

(2) 令和7年4月以降の加入者

ア 退会金請求書兼死亡弔慰金請求書（75歳以下）（様式第5号の3）

イ 退会届兼死亡弔慰金請求書（76歳以上）（様式第5号の4）

## (退 会 金)

第10条 退会金の給付を受けようとするときは、下記のいずれかの請求書に組合員証及び請求書様式に記載されている添付書類を添えて退職互助部に提出しなければならない。ただし、現職組合員にあってはこの法人と同一の用紙で行う。

# 規 程

- (1) 令和7年3月までの加入者
  - ア 退会金請求書兼死亡弔慰金請求書(70歳以下)(様式第5号の1)
  - イ 退会金請求書(70歳以下)(様式第6号の1)
- (2) 令和7年4月以降の加入者
  - ア 退会金請求書兼死亡弔慰金請求書(75歳以下)(様式第5号の3)
  - イ 退会金請求書(75歳以下)(様式第6号の2)

## (請 求 人)

第11条 給付の請求人は組合員又はその遺族及び組合員の委任を受けた代理人でなければならない。

## 第 3 章 会 計

### (振 込)

第12条 会費等の振込は退職互助部の指定する金融機関に払込むものとする。なお、振込に伴う費用は、原則として組合員負担とする。

### (支 払)

第13条 給付金等退職互助部からの支払は原則として銀行口座振込をもって行う。なお、支払に伴う費用は、原則として組合員負担とする。

2 請求のあった給付が、請求者の責に帰すべき事由により支払できないとき、この法人は電話その他相当な方法により通知し、通知の日から1年以内に受領がなされない場合、請求権は消滅しこの法人に帰属する。

3 前項の給付が再支払に伴う費用の額に満たない場合に限り、この法人の事務局又は退職組合員が所属する支部において支払う。

### (会 計 帳 簿)

第14条 退職互助部は会計に関する諸帳簿を備えて必要事項を記入し、証拠書類とともに整備しなければならない。

## 第 4 章 雑 則

### (細則の改廃)

第15条 この細則の改廃は、理事長が行う。

### 附 則

#### (施 行 期 日)

1 この細則は、一般財団法人静岡県教職員互助組合の設立の登記の日から施行する。

#### (財団法人静岡県教職員互助組合退職互助部運営細則の廃止)

2 財団法人静岡県教職員互助組合退職互助部運営細則(昭和40年3月12日制定)を廃止する。

### 附 則

この変更は、平成31年3月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

### 附 則

この変更は、令和2年3月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

### 附 則

この変更は、令和3年3月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

### 附 則

この変更は、令和7年3月31日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

### 附 則

この変更は、令和8年3月31日から施行し、令和8年10月1日から適用する。

## 異動届の提出

転居・住居表示の変更などで住所や電話番号が変わったときや、給付金の振込先の銀行・支店・口座番号・口座名義を変更したときは、所属する支部に提出してください。

「異動届」は、「様式集」又はホームページからダウンロードしてください。

転居する場合は、原則、居住地の支部へ変更となります。

転居に関わらず、互助組合への届出内容（住所等）変更があったら必ず「異動届」を提出してね！



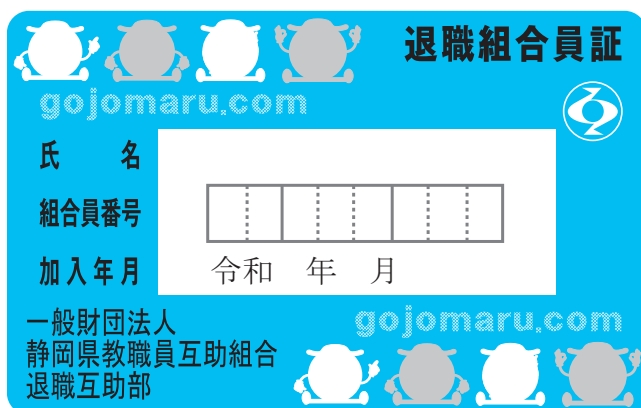
## 退職組合員証

退職組合員証は大切に保管してください。

組合員番号等、控えておきましょう。


※退職組合番号は「現職」のものとは異なります。

(表)



(裏)

1. 本証は、割引施設等を利用する際に提示してください。
  2. 本証は、他人に貸与できません。
  3. 本証は、退会の際に返納してください。
  4. 本証を拾得された方は教職員互助組合までご連絡ください。
- ※事業内容は、規程等の改正に伴い、変更となる場合があります。


 一般財団法人 静岡県教職員互助組合  
 〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-12  
 TEL (054) 254-3626



# 様式集

事業改正等に伴い、様式は改定することがあります。  
最新版は互助組合ホームページより取得してください。





## 療養費請求書作成のポイントについて

### 1 給付対象

健康保険適用の自己負担額

(医師が必要と認め保険給付(療養費)の支給対象となる治療用装具代含む)

※高額療養費、公的助成金、付加金を除く。

※健康保険適用外の費用、介護保険等は対象外

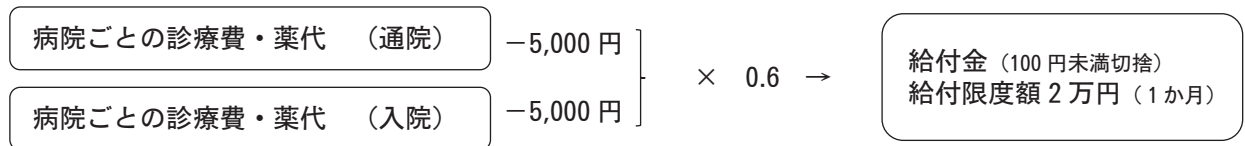
### 2 算定方法

**69歳以下**

○医療機関ごと

○通院と院外処方薬代を合算

○入院・通院(院外処方薬代含む)ごと

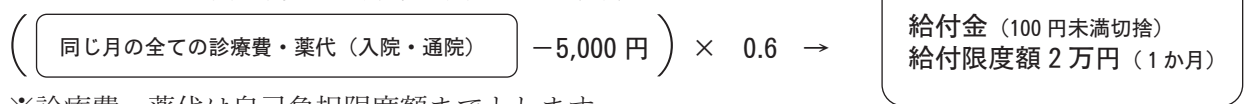


※診療費・薬代は自己負担限度額までとします。

※1医療機関5,170円以上のとき請求することができます。

**70歳以上**

○同じ月の診療費・薬代を全て合算



※診療費・薬代は自己負担限度額までとします。

※1か月すべての医療機関・薬局の領収書を合算して5,170円以上のとき請求することができます。

### 3 添付書類(写し)

(1) 保険者(健康保険)が発行する「**医療費のお知らせ**」又はマイナポータルより出力した「**医療費通知情報**」

(2) 領収書(1により請求する場合は添付不要)

①受診者名 ②受診年月日 ③健康保険適用額 ④自己負担割合 が記載されているもの

◇薬局の領収書は、「〇〇医院の処方箋による薬代」と記載があるもの

◇未収金の記載がある場合、未収金の内容(診療年月日・保険点数等)を医療機関窓口で記入してもらってください。内容の記入がないものは、給付対象外となります。

(3) 【企業の健康保険に加入されている方】付加金支給決定通知書(付加金の支給を受けた場合)

(4) 各種受給者証(表面記載の受給者証を所持している場合)

※コピーした証の受給者番号等は塗りつぶすなどしてください。

(5) 通帳等の金融機関・支店・口座番号・口座名義が確認できるもの(登録口座を変更する場合)

### 4 給付請求の期限・・・事由発生の日から2年 ※事由発生日を診療月の末日とする

※療養費請求書及び添付書類が完備された日が受付日となります。不備がある場合は受付できませんので、余裕をもってご請求ください。

### 5 注意事項 詳しくは右二次元コードよりホームページ掲載の「退職互助部利用のしおり」をご覧ください。



(1) 診療月の翌月以降に提出してください。(当月の受付はできません。)

(2) 療養費請求書は、1か月ごとに1枚です。同月の領収書の添付もれがないか充分確認してください。(支払い月ではなく診療月ごとですので、入院の場合は特にご注意ください。)

(3) 添付書類は、1か月分をまとめてクリップでとめてください。

(4) 給付金受取口座について

◇退職互助部推奨金融機関(静岡県労働金庫・全国の労金)での給付金受取をお勧めします。

◇登録の受取口座を変更する場合または登録口座が不明の場合のみ記入し、通帳のコピーを添付してください。変更がない場合、記入の必要はありません。

◇受取口座は、組合員本人又は組合員である配偶者の口座のみ登録できます。(組合員が死亡した場合は遺族)

◇給付金受取に係る振込手数料は、「組合員負担」です。(給付金から差し引かれます。)

なお、推奨金融機関及びスルガ銀行は振込手数料が0円です。(令和8年5月現在)

(5) 精神入院助成の対象となる場合は、助成金を考慮し算定するため互助組合事務局にお申し出のうえ請求してください。

(6) 住民税非課税世帯とは、住民税が課税されていない世帯です。公的年金受給者は「年金振込通知書」の個人住民税欄が「0円」の場合に該当します。加入する健康保険の適用区分は、「オ」(69歳以下)又は「区分Ⅱ・区分Ⅰ」(70歳以上)となります。適用区分が不明の場合は、マイナポータル又は加入している健康保険に適用区分の確認をしてください。

(7) 住民税非課税世帯及び適用区分等の申告誤りがある場合、給付金の返還が求められますので正しく記載してください。

種別 No.	02	整理 No.	
-----------	----	-----------	--

災害見舞金請求書

令和 年 月 日

一般財団法人静岡県教職員互助組合 様

下記のとおり請求いたします。

(様式第4号)

▼雇災証明書又は雇災(被災)届出証明書等(写し)を添付してください。  
▼裏面「災害見舞金請求書の作成について」をご確認のうえ、申請してください。

請求者記入欄	退職組合員番号 (8桁)					※現職時の組合員番号とは異なります。 「退職組合員証」でご確認ください。
	(フリガナ)					
	退職組合員氏名					
	生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日生	
	雇災年月日	令和	年	月	日	
	日中連絡先(携帯等)					
	住所 (居住地)	〒 -				
裁定 (記入不要)	種別	水害 ・ 火災 ・ 地震 ・ その他 ( )				
	状況等					
	給付区分	( ) 全焼・全壊・流出 ( ) 床上浸水	( ) 半焼・半壊 ( ) 雇災証明書			
	雇災年月日	令和	年	月	日	
	災害見舞金		円	支部調査印		受付
				県事務局調査印		
備考						

請求書は 所属支部 又は おしば集中事務センター へご提出ください。

# 災害見舞金請求書の作成について

- 1 **対象者** 退職組合員  
※ 給付対象となる家屋等について、複数の退職組合員が居住する場合はそれぞれ請求することができます。
  - 2 **給付対象** 退職組合員居住の家屋（住宅）及び居住する家屋に係る工作物（カーポート、倉庫、塀、門等）が水害・地震・火災・突発的な事故等による被害を受けたとき  
＜対象外となるもの＞
    - ・ 故意・重大な過失によるもの
    - ・ 居住する住居と場所が異なるもの（事業所、店舗、納屋等）
    - ・ 家財（家具、家電）、自家用車
  - 3 **給付額**

全焼・全壊又は流出したとき	30,000 円
半焼又は半壊したとき	20,000 円
床上浸水の時	10,000 円
所轄官公庁から罹災証明書等が発行されたとき	5,000 円
  - 4 **給付金請求の期限**  
事由発生の日から 1 年
  - 5 **請求方法**  
「災害見舞金請求書」と添付書類を併せて提出してください。
  - 6 **添付書類**  
所管官公庁発行の罹災証明書 又は 罹災(被災)届出証明書の写し  
※ 証明書の発行に係る費用（文書料）は自己負担となります。
  - 7 **その他**  
給付金のお受け取りについて
    - (1) 給付金の受取方法は、「銀行振込」のみとなります。  
申請受付月（月末締切）の翌々月 25 日に送金されます。（金融機関休業日の場合は翌営業日）
    - (2) **振込手数料は組合員（請求者）負担となります。**  
1 回の給付の都度、給付金から「振込手数料 275 円」が差し引かれ送金されます。（1 回の給付とは、ひと月に送金する給付金を合算したもの。）  
※ 令和 8 年 8 月申請受付分（令和 8 年 10 月給付分）から、以下を除く全ての金融機関においてかかります。
    - (3) 給付金受取において振込手数料が 0 円である金融機関
      - ・ 退職互助部推奨金融機関（静岡県労働金庫及び全国のろうきん）
      - ・ スルガ銀行
- ※ 振込手数料等は、令和 8 年 4 月現在の状況となります。  
金融機関の手数料に係る規定改正により変更となる場合があります。

人間ドック検診費補助請求書

令和 年 月 日

一般財団法人静岡県教職員互助組合 様

下記のとおり請求いたします。

(様式第7号)

▼医療機関が発行した領収書(写し)を添付してください。(糊付けはしないでください。)  
▼裏面「人間ドック検診費補助請求書の作成について」をご確認のうえ、申請してください。

請求者記入欄	退職組合員番号 (8桁)				※現職時の組合員番号とは異なります。 「退職組合員証」でご確認ください。
	(フリガナ)				
	退職組合員氏名				
	生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日生
	人間ドック受診年月日	令和	年	月	日
	日中連絡先(携帯等)				
医療機関証明欄	人間ドック受診証明書				
	※「人間ドック」の記載がある領収書が発行される場合、以下への記載は不要です。				
	受診者氏名				
	人間ドック受診年月日	令和	年	月	日
	人間ドック検診費 (受診者自己負担額)				
医療機関(証明者)の 名称・所在地・連絡先 ※要押印					印
裁定 (記入不要)	受診日	令和 年 月 日		受診料	補助額
				円	円
	備考	支部調査印		受付	
		県事務局調査印			

請求書は所属支部又はおしば集中事務センターへご提出ください。

# 人間ドック検診費補助請求書の作成について

1 対象者 退職組合員

2 給付対象 人間ドック

令和8年9月受検分まで…脳ドック等各種専門ドック・PET

**※ 令和8年10月からは人間ドックのみとなります。**

人間ドック検診費の給付対象額（自己負担額）には、付加した検査項目（オプション検査）に係る費用も含まれます。

保険者等による人間ドックの助成がある場合は、その額を除いて算定します。

3 対象年齢 全年齢

4 補助額 自己負担額のうち、5,000円を限度に補助します。

5 請求方法 「人間ドック検診費補助請求書」と添付書類を併せて提出してください。

6 添付書類

医療機関が発行した領収書の写し（以下、全ての項目が明記されているもの）

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| ① 受診者名（組合員氏名） | ② 支払金額（自己負担額）            |
| ③ 医療機関名       | ④ 受診内容（「人間ドック」の明記が必要です。） |
| ⑤ 受診日         |                          |

※ 上記、全ての項目の明記がない場合又は医療機関が発行した領収書ではない場合（代理店等で申し込んだ場合）等

「領収書」と併せて、健診結果通知書等の写しを添付してください。

「受診者氏名」、「受診内容（人間ドック）」及び「受診日」が確認できるものがが必要です。（健診結果通知書の写しを添付する場合、検査結果部分は個人情報となるため、塗りつぶしたうえで提出してください。）

7 給付金請求の期限

事由発生（受診）の日から1年

8 その他

(1) 給付金のお受け取りについて

ア 給付金の受取方法は、「銀行振込」のみとなります。

申請受付月（月末締切）の翌々月25日に送金されます。（金融機関休業日の場合は翌営業日）

イ 振込手数料は組合員（請求者）負担となります。

1回の給付の都度、給付金から「振込手数料275円」が差し引かれ送金されます。（1回の給付とは、ひと月に送金する給付金を合算したもの。）

※ 令和8年8月申請受付分（令和8年10月給付分）から、以下を除く全ての金融機関においてかかります。

ウ 給付金受取において振込手数料が0円である金融機関

- ・ 退職互助部推奨金融機関（静岡県労働金庫及び全国のろうきん）
- ・ スルガ銀行

※ 振込手数料等は、令和8年4月現在の状況となります。

金融機関の手数料に係る規定改正により変更となる場合があります。

(2) 添付書類に代えて、様式所定欄に医療機関証明の記載により請求することも可能です。ただし、証明に係る費用（文書料）は自己負担となります。

退 職 互 助 部 用

**異動届** (住所及び給付金受取口座変更)

一般財団法人静岡県教職員互助組合 様		令和	年	月	日		
下記のとおり、変更がありましたので届け出いたします。							
		退職組合員①		退職組合員②			
退職組合員番号							
(フリガナ)							
氏 名							
新	住所	〒 -		地区番号	(新) 受入支部記入		
		フリガナ			- - -		
		電話番号 ( ) -		原則、転居先の支部に所属します			
旧	住所	〒 -		※支部記入欄	(旧) 所属支部記入		
		フリガナ			- - -		
		電話番号 ( ) -					
		退職組合員①		退職組合員②			
(新) 給付金受取口座	金融機関コード						
	金融機関名	銀行 信金 労金 農協		銀行 信金 労金 農協			
	支店コード						
	店 名	店		店			
	口座番号	普通			普通		
	フリガナ						
	口座名義						
裁 定 (記入不要)	備 考		確認印		支 部 受 付		

(様式第2号)

▼太枠内にご記入ください。 ▼給付金受取口座を変更する場合は、通帳等の写しを添付してください。  
▼推奨金融機関以外の金融機関を登録する場合は、給付金送金の都度、振込手数料が給付金から差し引かれます。

所属支部

へご提出ください。

